

2026年3月吉日

お客さま 各位

大阪商工信用金庫

払戻請求書による当座預金の支払開始に伴う
「当座勘定規定」「キャッシュカード規定」の一部改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

政府が示す約束手形・小切手の利用廃止の方針等により、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みが進められております。当金庫では、この取り組みの一環として、2026年4月1日（水）から払戻請求書による当座預金の支払いを開始します。

これに伴い、「当座勘定規定」および「キャッシュカード規定」を改定することとします。改定後の新規定は、改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) キャッシュカード規定

2. 主な改定内容

- (1) 当座勘定規定
当座勘定払戻しの場合に、届出の印章により当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法を追加
- (2) キャッシュカード規定
カードによる窓口での預入れおよび払戻しに、窓口端末機の使用が可能な旨を追加

3. 改定日

2026年4月1日（水）

4. 規定改定内容（下線のとおり改定します）

(1) 当座勘定規定

変更後	変更前
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p><u>A.届出の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法</u></p> <p><u>B.小切手を使用する方法</u></p> <p>(4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>

(2) キャッシュカード規定

変更後	変更前
<p>4. カードによる窓口での預入れおよび払戻し</p> <p>(1) カードにより窓口で預入れをする場合は、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。<u>または、窓口端末機を使用してください。</u>なお、提携金庫の窓口で預入れをする場合は、カードを提出し、入金票に当金庫・支店名、カードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、その提携金庫所定の手続きに従ってください。</p>	<p>4. カードによる窓口での預入れおよび払戻し</p> <p>(1) カードにより窓口で預入れをする場合は、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、提携金庫の窓口で預入れをする場合は、カードを提出し、入金票に当金庫・支店名、カードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、その提携金庫所定の手続きに従ってください。</p>

<p>(2) カードにより窓口で払戻しをする場合は、当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額その他の必要事項を記入のうえ、カードとともに提出してください。<u>または、カード・暗証番号による本人確認を行った場合、窓口端末機により預金の払戻しに応じることができます。</u>なお、提携金庫の窓口で払戻しをする場合は、カードを提出し、払戻請求書に当金庫・支店名、カードの口座番号、氏名、金額その他の必要事項を記入のうえ、その提携金庫所定の手続きに従ってください。</p> <p>(3) ~ (5) 省略</p>	<p>(2) カードにより窓口で払戻しをする場合は、当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額その他の必要事項を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、提携金庫の窓口で払戻しをする場合は、カードを提出し、払戻請求書に当金庫・支店名、カードの口座番号、氏名、金額その他の必要事項を記入のうえ、その提携金庫所定の手続きに従ってください。</p> <p>(3) ~ (5) 省略</p>
---	--

ご不明な点がございましたら、当金庫お取引店までお問い合わせください。

以上